

規則

さいたまスーパーアリーナ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十九号

さいたまスーパーアリーナ管理規則の一部を改正する規則

さいたまスーパーアリーナ管理規則（平成十二年埼玉県規則第百二号）の一部を次のように改正する。

別表照明設備の項中	ピンスポットライト（三キロワット）	一台	一六、五〇〇
	ワット）		

を	ピンスポットライト（三キロワット）	一台	四一、三〇〇
	ワット）		

表音響設備の項中

五、〇〇〇	を	八、三〇〇	に改

め、同表イベント設備の項中「八二、五〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に改め、同表その他の項中「一六、五〇〇」を「三三、〇〇〇」に、「一六五、〇〇〇」を「三三〇、〇〇〇」に改める。

様式第一号（一）及び様式第一号（二）中「あて先」を「寄先」に改める。

様式第三号から様式第五号までの規定中「あて先」を「寄先」に改め、「㊦」を削る。

附則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、様式の改正規定は、公布の日から施行する。